

## 令和5年度 第1回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：令和5年7月18日（火曜日）13時30分～14時30分

場 所：ソネビル 6階講習会室

出席委員：岩本会長、國枝副会長、有城委員、神田委員、工藤委員、木幡委員、紺谷委員、佐々木委員、佐竹委員、関口委員、長沢委員、播磨委員、平井委員、紅葉委員  
（以上14名）

事務局：篠原都市環境部長、高橋都市環境部参事、川角都市建築室長、林中環境室長  
（都市政策課）岡田都市政策課長、中島都市計画係長、川筋主任補、岡田係員  
（清掃事業課）大林清掃事業課長  
（みどりの課）黒野みどりの課長、吉澤公園係長

傍聴者等：報道関係者 3名

配布資料：会議次第、委員名簿、座席表、議題の概要（資料1）、帯広圏都市計画ごみ焼却場の変更（資料2）、帯広圏都市計画緑地の変更（資料3）

### 【次第】

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員挨拶
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長及び副会長挨拶
- 7 付議書交付
- 8 議 題
  - (1) 付議事項
    - ア 帯広圏都市計画ごみ焼却場の変更
    - イ 帯広圏都市計画緑地の変更
- 9 閉 会

### 【議事概要】

#### 8 議題

##### ○議題 帯広圏都市計画ごみ焼却場の変更について

－事務局より資料2に基づいて説明－

##### ○委員からの意見、質問等

（委員）

都市計画運用指針の留意事項については、計画を進めるにあたり、どの程度ルールとして守っていくべき位置づけとして考えているのか伺う。

（事務局）

都市計画運用指針については、国から通知があり、地方自治法第245条の4の規定に基づいて行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体における都市計画制度の運用にあたっての参考との位置づけとなっている。

(委員)

都市計画運用指針において、位置は、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないと記されている。当該地周辺の状況について、ハザードマップでは3～5m以上の浸水区域になっており、従来の場所よりも浸水の度合いが高い。そのような場所に設置することは望ましくないと感じるが、どのように考えているか。

(事務局)

当該地に近い十勝川については、計画規模で年超過確率150分の1程度の降雨量の流量を流下できるように整備されているため、災害に強い河川であるとされている。平成28年度の台風の災害時においても、十勝川の本流は持ちこたえており、氾濫などの被害をもたらしたのは支流であった。洪水ハザードマップは、十勝川における年超過確率1000分の1程度の降雨量を上回ることを想定していることから、当該地については、災害が発生するおそれが高い区域ではないものと認識している。

(委員)

当該地では、十勝川、然別川、西土狩川、シブサラビバウシ川のハザードマップが提供されている。ハザードマップでは、十勝川が氾濫しなくても、北に流れる西土狩川とシブサラビバウシ川が氾濫した場合、くりりんセンターは浸水しないが、当該地は1～3m浸水すると示されている。西日本豪雨の際、岡山県倉敷市真備町で氾濫が起きたのは、バックウォーターが原因だと言われており、それに近い背景であることから、十勝川が溢れなくとも、そのような可能性も排除できなのではないか。

また、ハザードマップでは、当該地一帯が「早期立ち退きが必要な範囲」に指定されており、屋内に留まることで直ちに命に危険がおよぶエリアとされている。当該地で運用した場合、避難指示が出たときは、職員も含めて避難しなければならない。そういう観点からも、このような地点が新しく指定されることについて、改めて考えを伺う。

(事務局)

新中間処理施設の整備の検討に当たっても、浸水に関しては、かなりボリュームを持って議論されてきた。基本構想の策定においても、追加の調査を行いながら、他の施設の事例やハザードマップを踏まえた候補地の選定を再度行ってきたところである。ハザードマップでは、現地の浸水深は3.3～4.7m程度で、継続時間は1～3日程度と想定されているが、ここが氾濫するということは、市街地の相当区域も氾濫するであろうと想定されている。

施設については、事業者提案を行っている最中であり、そこで求める要求水準についても浸水対策をしっかり行う条件をつけながら提案をいただいている。仮にそういった事案になったとしても、浸水継続時間は1～3日程度、周辺道路浸水継続時間は16～21時間程度という状況であるため、災害ごみの受け入れ等に関しては、ある程度リスクを排除することができると考えている。

くりりんセンターについては、ハザードマップの中で、用地の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれており、現地建て替えはリスクが非常に高いと考えている。

(委員)

確かにくりりんセンターは河岸浸食区域にかかっているが、処理場の施設ではなく事務棟にかかっているものであり、くりりんセンター自体の建物にはそこまで影響していない。あくまで想定ではあるが、これまでの説明を踏まえると、逆にリスクが高くなるのではないかと。水が引く時間や建てる場所、一連の話の中でも盛り土をして建てるという話も伺っているが、そういう観点もしっかり見ていった方が良いのではないかと、意見として述べさせていただいた。

(会長)

意見として承るということでお伺いした。

(委員)

河川沿いは、氾濫想定区域図に示されているとおり、洪水のリスクというデメリットがある一方で、火災や地震に非常に強い場所であり、河川側に非常に広いオープンスペースを持っているというメリットもある。

阪神・淡路大震災のときに、通常の道路が大渋滞したことを受け、河川と堤防の間の高水敷を使って緊急用河川敷道路が各地で整備された。例えば、旭川の忠別川はすでに整備されており、火災が発生したときには、河川から水を汲みやすくするという工夫までされている。

そういった点も、これから使い方等を考える中で考慮しても良いのではないか。

(委員)

新施設の新たな機能について、具体的に教えていただきたい。

(事務局)

基本的な機能は変わらないが、焼却炉や発電効率等は高機能なものになっている。新施設では、19市町村全ての廃棄物の中間処理を行うため、十勝管内のごみ処理の集約化が図られることが大きなメリットと考えられる。

(会長)

他に意見、質問等はないか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、本案のとおり手続きを進めるということによろしいか。

(異議なし)

## ○議題 帯広圏都市計画緑地の変更について

－事務局より資料3に基づいて説明－

## ○委員からの意見、質問等

(会長)

意見、質問等はないか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、本案のとおり手続きを進めるということによろしいか。

(異議なし)

(会長)

それでは本件に関しては終了する。

## 6 閉会

(会長)

全体を通して、質問、意見はないか。

(意見なし)

その他事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今後、北海道との協議を進め、公告、案の縦覧を行った後、11月に都市計画審議会の開催を予定している。

(会長)

以上をもって、本日の審議会を閉会する。